

私の紙面批評

弁護士
清源万里子



(きよもと・まりこ) 1981年、
中津市生まれ。2008年弁護士登録。
11年大分県弁護士会入会。九州弁護士
会連合会・犯罪被害者の支援に関する
連絡協議会委員。現在、子育て真っ最
中。

分かりやすい報道を

わが国の2013年の合計
特殊出生率（女性が生涯に産
む子どもの数）は1・43で、
少子高齢化が進んでいる。だ
からこそ、私たち大人は21世
紀を担う人類共通の宝である
子どもたちの健全な育成に頑
張らなければならない。
子どもの健全な成長、発達
を阻害する要因の一つに面会
交流の拒否がある。離婚など
実。ちなみに「ひとり親家庭」
は全国に約146万世帯（11
年度推計・厚生労働省調査）。
母子世帯の80・8%、父子世
帯の74・3%が離婚によるも
のとされている。
面会交流を拒否された別居
親は、面会交流を求めて家庭
裁判所に調停などを申し立て
ることになる。しかし、家庭
裁判所の調停委員が懸命に説
法改正、大分家庭裁判所の面
会交流調停申立件数を詳細に
調べて報告。面会交流支援機
関「家庭問題情報センター」
（東京都）の代表者の談話も
掲載していた。
から父親へ親権を変更する画
期的な審判を出した。
福岡家庭裁判所の審判を紹
介した昨年12月18日付本紙朝
刊の報道記事は、正確な調査
に裏付けされたもので実に分
かりやすく、われわれ専門家
にも有用だった。裁判所発行
の「面会交流のしおり」を紹
介し、最高裁判決や12年の民
法改正、大分家庭裁判所の面

で夫婦が離れて暮らすように
なった後も、両方の親から愛
られていると感じることが子
どもの健全な成長には重要
だ。別居親（一緒に暮らして
いない親）と子どもとの面会
交流は、虐待などの事情がな
い限り実現されるべきだが、
これを嫌う監護親（一緒に暮
らしている親）が多いのも事
得しても面会交流を嫌がった
り、裁判所での決定事項を守
らない監護親も多い。
苦肉の策として、最高裁は
13年3月、間接強制（約束を
守らなかつた相手に金銭の支
払いを命じるもの）を認める
画期的な決定を下した。さら
に、福岡家庭裁判所は14年12
月、面会交流を拒否した母親
期待している。
専門家の中にも、民法改正
や最高裁判決を熟知していな
い者は多いと思われる、このよ
うな正確な調査に基づいた報
道は実に有用だ。また、問題
の所在を読者に分かりやすく
示し、現時点での最善の解決
策を懇切丁寧に示す報道の在
り方については素直に賛同で
きる。今後取材記者の真摯
な姿勢と分かりやすい報道に